

障害福祉サービス等報酬改定についての要望

とりわけ「障害児通所支援(共通事項)に係る論点

【論点2-1】児童の特性に応じた加算の創設

—著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援について—

1. 児童発達支援事業を利用する乳幼児に「判定スコア」はふさわしくありません。導入を見合わせてください。

そもそも乳幼児期の子どもは、障害等の有無にかかわらず、生活、あそび、人とのかかわりなどの様々な場面で、大人の支えを必要としています。

発達支援の必要性の以前に、乳幼児だからこそ丁寧なかかわりが必要なのです。

まだ「これから出来るようになること」を出来ない段階で「行動障害」として括ること自体に意味がありませんし、出来るが増えると「区分」が下がる仕組み(出来るようにならない方が「区分」が高いまま)は理解できません。

今回の報酬改定で検討されている論点に関して「ケアニーズの高い子どもに対する支援に加算」を創設するという主旨には賛成いたしますが、放デイで行われている区分のように、基本報酬を切り下げる方向は歓迎できません。

乳幼児への対応にふさわしい3:1または2:1の職員配置が可能な基本報酬に、他の論点で示されている家族への支援、社会的養護、医療ケア児などへの対応や基準を超える職員、専門職員の配置への加算は必要と考えます。

ご検討ください。